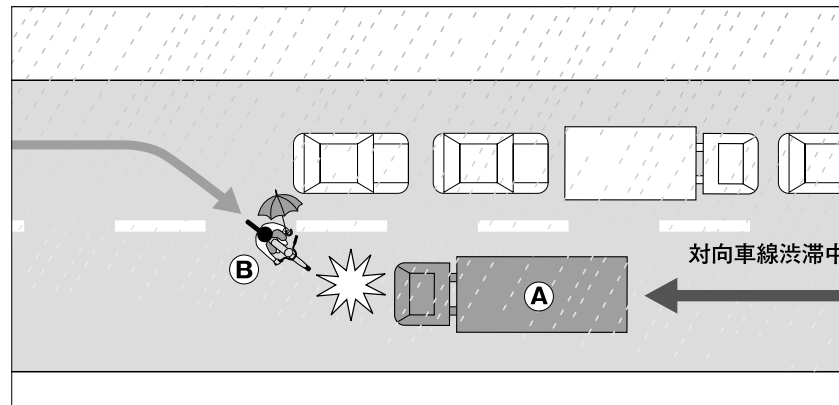


職場における交通安全指導

Part 86

対向渋滞車両の最後尾から飛び出してきた自転車と衝突



安全指導

① 雨天時の運転に注意

当時のAは、対向車線の渋滞の最後尾を確認し、安易に加速した直後に飛び出してきたBの自転車を認め、急ブレーキを掛けたものの間に合わず衝突してしまいました。

雨天時は晴天時に比べ視界の低下などから事故が多発する傾向にあります。雨天時の運転に潜む危険をしっかりと理解しておくことが大切です。

濡れた路面での摩擦係数は、乾燥路面の半分に低下し、時速40km走行時の急ブレーキによる制動テストでは、新品タイヤで乾燥路面の場合に比べ約1.3倍伸び、磨耗限界に近いタイヤでは2倍近く伸びたというデータがあります。

また、雨天時の視界は、フロントガラスはワイパー可動範囲しか見えず、サイドガラス、サイドミラーは水滴が付着するため確実に低下します。一方、歩行者や自転車の運転者の一部は傘をさして通行するため、視界が悪化し安全確認が疎かになりがちです。

このように雨天は、道路交通に悪影響を及ぼすものです。雨天時の運転に際しては、広い範囲に目配りし、速度を抑え前車との車間距離も晴天時の約1.5倍長めに保ち、早め早めのブレーキングを落ち着いて行う等、より一層注意力を高め安全運転を心掛けましょう。

② 危険を予測した運転

当時Aは、渋滞中の対向車線から自転車や歩行者が飛び出してくることは全く予想していませんでした。逆に渋滞最後尾が見えたため安心して加速する行動に出ました。この時点でAが危険を予測していた場合、結果は変わっていたかもしれません。

自転車や歩行者の渋滞車両の間からの飛び出しは、車両そのものが死角となることも多くあります。対向車線が渋滞中の道路を走行する時は、渋滞車両の間から歩行者や自転車が横断してくるのではないかと、「〇〇かもしれない」と様々な危険を予測した運転を行うべきです。

特に、雨天時は歩行者や自転車側も視界が悪化しています。より一層注意力を高め、早期発見に努めましょう。

③ 平常心の維持

当日Aは、急な発注変更により荷積み時間に掛かったため出発時から配送が遅れが生じ、遅れを少しでも回復しようと通常の配送ルートを外れた脇道を選択しました。予想は当たり脇道は空いていましたが、ここで遅れを取り戻そうとはやる気持ちが、先を急ぐ焦りの心理となって事故に結びつきました。

運転は、運転の三要素といわれる「認知」「判断」「操作」の繰り返しで行われていますが、気持ちが不安定な状態では、速度アップや安全不確認など三要素に乱れや遅れが生じ、交通事故に結びつきかねません。

事故防止には、ドライバーの心身の安定が欠かせません。

日頃から、運行管理者とドライバーの間で、配達が遅延する場合はどうするか、渋滞に巻き込まれたらどうするか、規定ルートを変更する場合はどうするのか、等の予想される事態の対処方法をマニュアル化しておき、不測の事態が生じても慌てず、焦らず、落ち着いて安全運転ができるよう心掛けましょう。

■事故の概要

●発生状況

日時：平成22年10月某日 午後1時30分頃
天候：雨

●道路状況

片側一車線の単路

●事故の当事者

運転者A（小型貨物車）：34歳、男性
被害者B（自転車）：67歳、男性

●被害状況

A：キャビン前面小破
B：右上腕骨折、頭部打撲（全治3か月）
自転車大破

事故状況

Aは、運送業での乗務経験が12年のドライバーで、以前は大型貨物車で長距離輸送をしていた。

結婚を機に乗務時間の短い2トン冷蔵車に乗り換えて4年目になる。

当日は、早朝の積込み時に発注変更があったため、荷積み時間に掛かり出発が予定時間より30分程度遅れてしまった。また、配送予定ルートも断続的な渋滞箇所があり、到着時間は予定時間よりも1時間程遅れることが見込まれた。

このためAは遅れを取り戻すため、予定ルートと並行して走る片側一車線で道幅の狭い裏道に進

路をとった。

裏道に入ると、対向車線には渋滞が見られたが、自転車進行方向は渋滞もなく、ここで一気に遅れを回復できると考えた。

Aは雨天の中、対向車線の渋滞を尻目に制限速度の時速30kmをやや超過した時速35kmで自転を進めて行くと、対向渋滞の最後尾が見えてきた。

対向車線の最後尾はワゴン車で、その先には駐車車両もなく道路が幅広く見えたため加速を始めたところ、ワゴン車の後方から傘をさして自転車を運転したBが飛び出してきた。

Aは急ブレーキを掛けたが間に合わず、自転車の右前部でBと衝突した。

この事故の原因は、対向車線の渋滞を認めていながら、その車間から歩行者や自転車等が飛び出してくるかもしれないことに何ら警戒心を持たず、ただ漫然と自転を進めたAの前方不注意にあり、その背景には配送時間の遅れを取り戻そうとした焦りの心理が作用したとも考えられる。

一方Bも、傘をさした不安定な状態で自転車を運転し、進行方向の渋滞を見て対向車線の方が走りやすいと考え、確実な安全確認を行わないまま進路変更したことも事故を招いた一因として挙げられる。

自転車もルールを守って安全運転を

平成23年5月1日神奈川県道路交通法施行細則が一部改正され、自転車運転中の「携帯電話等の使用」、「イヤホン等の使用」（5万円以下の罰金）等が禁止になりました。

このほか、自転車の運転については二人乗り、歩行者妨害（2万円以下の罰金または料）、無灯火運転、傘さし運転（5万円以下の罰金）、信号無視（3月以下の懲役または5万円以下の罰金）、飲酒運転（5年以下の懲役または100万円以下の罰金）等が禁止されています。

自転車も車両です。法令を守り安全運転に努めましょう。